

12) ごくわずかな量の汚染物質の流出であっても長期にわたった場合には、健康被害をもたらす可能性はありますか？

【回答】

資源循環工場における環境調査は、環境調査の測定結果を排出基準より厳しい「環境基準」と比較することにより、工場での事故・異常などの早期発見と周辺環境への影響の防止を図っております。

環境整備センターにおいては、地元と結んだ公害防止協定の中で、受入廃棄物は有害廃棄物を除いたものとし、排水についても、法の排水基準よりも厳しい基準で水処理をしております。

13) 彩の国資源循環工場で火災や爆発事故、汚染物質の大量流出などの深刻な事態が発生した場合、周辺住民に対してどのような対処がとられますか？

【回答】

運営協定に基づき、立地企業には法令の基準を上回る厳しい基準を遵守させるとともに、この工場が原因で環境に及ぼす重大な故障・事故が起こった場合は、直ちに操業を停止するなどの対応をしてまいります。

また、被害が起きた場合の補償については、県及び事業者の契約において、県及び事業者の責任分担が定められておりますが、県が窓口となり、責任を持って対応してまいります。

<彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業について>

14) 「埼玉県グリーンバレー計画」は、いつ計画されたどのようなものですか？現在も継続しているのでしょうか？当時の関係資料を示してご説明ください。

また、第2期事業はその一部なのですか？

【回答】

埼玉県グリーンバレー計画は、環境整備センターの供用開始にあたり、その埋立跡地の利用に関する方向性を示すものとして検討されたものです。その後、埋立跡地の利用については、県と地元とで構成する埋立跡地利用検討会議で検討していくこととしています。

なお、同計画は環境整備センターの埋立跡地利用に関するものであり、第Ⅱ期事業に関するものではありません。

15) 第2期事業計画地の土地は、どのような理由で誰から、いつ購入しましたか？地元住民へはどのように説明しましたか？関係資料書類を示してご説明ください。

【回答】

環境整備センターの隣接県有地は、環境整備センターの供用開始にあたって、県営工業団地を整備することを目標として地権者の方から購入しています。

その後の社会経済情勢の変化により、県営工業団地の整備が困難となったことに伴い、「資源循環工場の拡大整備」について、寄居町、議会、住民代表の方々のご理解をいただきました。

平成18年2月に第Ⅱ期事業の基本構想を作成し、同年3月に住民説明会を開催しております。

<環境影響評価について>

16) 埼玉県は彩の国資源循環工場や第Ⅱ期事業における環境影響評価のデータの公平性をどうやって担保しますか？

【回答】

環境影響評価のデータは、公告・縦覧を実施するとともに、学識経験者から構成される技術審議会等によって内容を詳しく審議しています。